告

示

鳥取県告示第四百七十三号

次の種畜につき種畜証明書を交付した。

昭和二十七年十月十日 鳥取県知事

西

尾

愛

治

記

年 月

日

級

住

氏 氏

名

者 所 住

名

26 4

"

西伯郡余子村東伯郡三德村

八頭郡丹比村

山本 瀬戸根

野見

邦一

五日第三種郵便物認可

和四年四

An

Ξ

八頭郡社

名和村

野口

賢市

散岐村

. Net

, \$

"	"	<i>"</i>	″	″	<i>"</i> .	"	"	″	"	"	//	<i>"</i>	"	"	"	"	"
	<u>=</u>	— 九	一八八	一 七	一六	元.	<u>一</u> 四	=			<u>.</u>	九	八	七	六	Ŧi.	<u> </u>
"	"	"	″	. //	"	"	//	"	//	"	"	"	"	" .	"	"	#
		н															
林	利	豊	元	森	清	第.	第二	原	熊	精	協	新	Ш	黑	光	米	有
Щ	光	花	仙	忠	本	栄光	一香川	田	坂	Щ	和	栄	柴	Ш	浜	松	林
"	"	//		//	, //	//	"	//	" ,	//	"	//	"	"	"	"	"
26	26	26	"	26	26	"	"	26	26	26	2 6	26	26	26	26	26	26 3
3	4	4		5,	5			5,	5,	6	4,	4	4,	4	5,	, 6 ,	3
11.	10	20		1.	2			10	17	5	2	8	25	26	1	5	5
"	"	"	. #	"	"	"	"	#	"	"	//	"	#	"	"	"	"
							•										٠
西伯	米子	"	"	" ,	//	西伯	米子	, ,,,	"	西伯	"#	"	.#	"	"	東伯亞	"
郡庄內村	市勝田町	大幡村	"	余子村	巖村	郡大幡村	市東福原	上長田村、	所子村	郡日吉津村	上中山村	東郷松崎町	村	東鄕松崎町		郡下鄉村	船岡村
谷	內田	加川	"	山本	野村	加川	永見	泰野	小村分	山崎	金平	三ツ	川北	飛村	ű	松田	尾
本	勇一	実		憲	文一	潔	貞治	政治	鉄太郎	藤	繁信	田重春	. 貞		:	政知	

								(<i>.</i>			
3		昭和			金曜日			•			54号	
施	申	+	 ±.	鳥	"	 "	 	 	"	*****	"	

四名の者より、北條砂丘土地改良区設立の予備審査の 項の規定により、 地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五條第 取県告示第四百七十四号 語があつた。よつて同法第六條第四項及び土地改良法 (昭和二十四年農林省令第七十五号) 第十一條 二九 二八 二七 二六 三元 四 東伯郡中北條村大字江北 池田律 外 日下暗壽 山村 繁 水 好 秀陽 房 Œ

26 26 26 26 26 26 3 3 5 5 5 5 5, 6

の規定により、 縦覽に供すべき書類の名称 昭和二十七年十月十日

気高郡小鷲河村 用ヶ瀬町 用ヶ瀬町 丹比村 国英村 船岡村 八東村 隼 村

> 尾崎 福本 富山 田中 川元健太郎 上田 有沢善四郎 幹雄 春治 兼藏 石藏 長藏 栄

治

鳥取県知事

西

尾

愛

次のとおり公告する。

(二)

土地改良事業計画概要書

定欵作成の基本となるべき事項

予備審査に関する調査報告書

(清算金の徴收)

第2354号

第三條

三 昭和二十七年十月十

縱覽期間

一日から同年十月三十一日まで

第2354号

東伯郡中北條村役場 縦覽の場所

意見がある場合は縱覽期間満了後十日までに書面をも 利害関係人及び申請人において縦覽に係る事項に つて知事に提出すること。 つき

意見の提出

由良町〃 大誠村〃 下北條村の

鳥取県告示第四百七十六号

基き境特別都市計画事業復興土地区劃整理淸算金取扱規 程を次のように定める。 十三年三月鳥取県吿示第百二十七号)第十九條の規定に

昭和二十七年十月十日

X

1

1

境特別都市計画事業復興土地区劃整理施行規程(昭和二

(総則)

清算金取扱規程

境特別都市計画事業復興土地区劃整理

鳥取県知事

西

尾

愛

治

第一條 (昭和二十一年勅令第四百二十二号以下「令」という。) 四十二号)に定めるもののほか、 下「法」という。 びに鳥取県会計規則(昭和二十五年六月鳥取県規則第 及び境特別都市計画事業復興土地区劃整理施行規程並 境特別都市計画事業復興土地区劃整理における清算金 の事務取扱については、法、特別都市計画法施行令 特別都市計画法(昭和二十一年法律第十)第五條第一項の規定によつて行う この規程の定めると ·九号以

(清算金額の決定通知)

ころによる^o

地権者に通知するものとする。 様式)により徴收又は交付を受ける土地所有者及び借 知事はその金額を土地区劃整理淸算金通知書(第一号 徴收又は交付すべき清算金額が決定したときは

3625

(第六号様式) を知事に提出しなければならない。

第七條 $\mathbf{2}$ 納付義務者が、この期限より短い期限を申し出たとき に掲げる期限の長期により定めるものとする。但し、 る淸算金総額の完納期限は、令第三十九條第一項各号 清算金分納許可書

(第七号様式)に、その每回の納付 金額及び納付期限を附して許可するものとする。 知事は、前項の申請書の内容を適当と認めたときは 前條の期定により、分納を許可する場合におけ

納員(以下「出納員」という。)に対し清算金收入命

(第三号様式)を交付するものとする。

期日の十日前までに淸算金納額告知書(第二号様式)

知事は、清算金を徴收しようとするときは納付

を清算金納付義務者に発するとともに境港務所の県出

(未納清算金の繰上納付)

第八條 令第四十二條第一項の規定により未納清算金の 諾を受けなければならない。 に清算金繰上納付申請書(第九号様式)を提出して承 全部又は一部を線上納付しようとする場合には、知事

昭和27年10月10日 金曜日

(清算徴收金の分納許可)

令第三十八條第二項の規定により清算徴收金に

 $\mathbf{2}$

分割後の権利に按分して定める。 渡の屆出があつた場合の清算金は、 取 県

金滯納整理簿(第五号様式)を作成し整理するものと

公

第四條

知事は、

清算金徴收簿(第四号様式)及び清算

鳥

(権利の分割譲渡の場合の清算金)

第五條

法第二十三條第一項の規定による権利の分割讓

分割前の清算金を

期の翌日 よるものとする。 前項の承諾を与えたときの利子計算は第一回の納付 から繰上納付する日 の前日までの日割計算に

(淸算金の分納

は、その申出期限による。

の規定による土地区劃整理清算金通知書を受けた日か ついて分納の許可を申請しようとするものは、第二條

内に土地区劃整理清算金分納許

可 申請

ら十四日以

2,

第2354号

1

13

清算金の分納を認める場合において第一 分納を認める淸算金の総額を分納回数 回の納 7

九條

付金の額は、

除して得た額とする。 納付義務者から前項の額を超えて納付する申出があ

つたときは、 て第一回の納付金額とする。 前項の規定にか **ゝわらず、** その額をもつ

(淸算金の交付)

第十條 ればならない。 清算金交付請求書 を受けたものが清算金の交付を受けようとするときは (第十号様式)を知事に提出しなけ

第十一條 清算金支出命令書(第十一号様式)を交付する。 知事は、清算金交付簿(第十七号様式) を作

整理するものとする。

第十二條 法第二十一條第二項及び令第四十二條の二第

前項の請求があつたときは、 第二條の規定による土地区劃整理淸算金通知 知事は出納員に対

(清算金の分割交付) 一項から第三項までの規定により清算金の分割交付

> 総額に応じ次の区分による。 する場合における清算金総額の交付期限は、 清算金の

一、清算金の総額 五万円以上六万円未満

六万五千円 六万円〃六万五千円 七万円 _ 一年半 年

三、

五 四 七万五千円。 七万円〃七万五千円 八万円

二年半

八万円〃八万五千円

Ξ

年

第十三條 t 九万円以上のとき 八万五千円 " 九万円 三年半

匹

年

金額は、 額は、 五万円とする。但し、 利子を合せて毎回均等とする。 前條の場合に おける清算金の第一 第二回以後の毎回の交付 旦 の交付金

第十四條 及びその交付金額を決定したときは、第二條の規定 よる通知とともに清算金の交付を受けるべき土地所有 知事は、前二條の規定により每回の交付期限 K

者及び借地権者に通知するものとする。

12.1

1

Y14

権者は、毎回の交付金額について第十條の規定に準じ 請求書を知事に提出しなければならない。 前項の規定により通知を受けた土地所有者及び借地 2 振替充当額の補償金領收書を徴し清算金の徴收を受け に充当したときは、 出納員は、

前項の規定により、

補償金を淸算徴收金

補償金の交付を受けるべき者から

第十五條 げ交付する場合の利子の計算は、 前條第一項の毎回の交付金額について繰り上 第八條第二項の規定

第十九條

知事は、

補償金清算合帳(第十六号樣式)

るべき者に同額の清算金領收書を交付するものとする。

作成し整理するものとする。

を準用する。

(清算金の供託)

第十六條 供託しようとするときは淸算金供託書(第十四号様式) 耕地整理法第二十五條の規定により清算金を

によるものとする。

鳥 取 県 公

(補償金の清算徴收金に対する充当)

清算金額の少ないものから順次充当する。 算金を徴收すべき土地、各筆又は各借地権每に、 に対する充当は、 法第二十條の規定による補償金の淸算徴收金 同條但書に規定する場合を除き、 その 淸

昭和27年10月10日 金曜日

第十八條 行うものとする。 に対し清算金振替命令書(第十五号様式)を交付して 補償金の淸算徴收金に対する充当は、出納員

 $N_{o.}$

(第一号様式)

土地区画整理清算金通知書

との規程は公布の日

から施行する。

昭和

併

田

Ш

鳥取県知事氏名回

年年的名名

書別紙)の通り決定したから境特別都市計画事業 ける貴殿の備地に関する淸算金は、 境特別都市計画事業復興土地区画整理地区内にお 뉫 問 (内訳

復興土地区画整理淸算金取扱規程第二條の規定に

1 1/2

8

9~

つて通知する。

同意書の提出がないときは前項の土地の清算交付金並

びに補償金はこれを供託す

者又は訴訟当事者の同意書を提出されたい。

公

(*

紦 紦 回

12 _

П 回

数

元金

利子

THE

炎

第10回 第11回

昭和27年10月10日 金曜日 鳥 取 県

Till!

2

土地に関する補債金と淸算徴收金があるときは補債

きはこれを徴收する清算金に充当する。

既に徴收又は交付済の概算徴收金及び概算交付金が

H

30

昭和27年10月10日 金曜日 鳥 取 県 公 報

金を清算徴收金に充当し、

土地に関する補償金と淸算交付金があるときは、

义

方を交付する。

上 EE \mathbb{H} 補償金決定額 補償金交付額 田田

なお 内供託すべき金額 **次の事項御了知の上所定の手続** 17 3 52

清算金徵收金 清算金交付金 差引徵收交付額

6、 清算金の交付を受ける者は別紙請求書を鳥取県金庫

7、清算徴收金分納を希望する者は昭和 で別紙申請書を境戰災復興事務所に提出されたい。 に提出されたい。

伻

田

Щ

914

、清算交付金が5万円以上のときは、別紙(2)によ 割交付する。

Ö

B

Ā 遅滯な

9、この通知の後権利の異動があつたとき

(別紙1)

関係者と連署で届け出られたい。

その差額を徴收交付する。

四二四四 燕 崋 当 # 賁 勘 海金 微 收 金 算 交付 金 徭 单 郡算徴収及び概算変な付による徴収 僬 忆 交付 衡收金 繈 뺒 機算機及び機算及び機算数付金が付金がある。 補償金決 定額 補充の質当者 徵收金 金後算 交付金 補償金交付額 妣 蒲

土地に関する補償金又は清算交付金中何れか一方あ その権利 質権、

抵当権又は訴訟の目的となっている

なない

11

清算交付金を受ける従前の土地が先取特権、

ときは、その金額を交付する

第2354号 (別領2

清算金分割交付金內訳書

斗 整 照 元金陵額

-

1

1.

15

A 1999

11	昭和27年1	0月10日	金曜日 鳥	東	果 1	学	ž	第235	54号	
	清算金徵收簿 告 知 書告知書銘的 期 數收金額 在 入 的付義務者 摘要 窓付番号付年月日 年月日 數收金額 年月日 住所氏名 摘要	(第四号標式)	納付義務者 住 所 收入金額 義務者の 摘 要	11日	四條の規定により淸算金の收入を下記のようにすることを命令され、	境特別都市計画事業復興土地区画整理清算金取扱規程第	出納員 氏名 殿 鳥取県知事 氏 名 囫	<u>No.</u> 昭和 年 月 日	(第三号談式) 清算金收入命令書	
子及文章の国外展の「大人へ出発」を2年記して。	額」と朱書の後、本簿の滯絅額に記載のこと。本簿の「收入年月日」を記載の後、第四号様式の淸	備 考 1、第四号葉式の清算金徴收額の摘要欄の「收入未済	番号 滯約額骨距收無貨吃收 八海 影 4 嫡 要 年月日周日 第 4 嫡 要	糖納整理簿	(第五号族式)	清算金滯約整理簿え移記すること。	「牧入未済額」と朱書すると同時に第五号様式の	と。 2、納期内に收入未済額の分については、 痛 要 欄 に	備 考 1、不例欠損額は摘要欄に「不約欠損」と朱書するこ	

A Property of the Park of the	昭和27年10月10日 金曜日 鳥 取 県 公 報 第2354号 1	0
<i>\(\)</i>	等 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	京 符
1	図	
		清算金納額提
	報 号) No. 振	清算金納額告知書兼納入済通知書
	(四) 原 市 町 丁目 番地 親	卸書
,	帝 帝 横 本 本 本 本 本 本 本 本 本 も も も も も も も も も も も も も	領收証書
1/2	(安) 現 突 溜 (宋)	
**		(第二号標式)
	五 (郵便) 塔製災復興事務所	#

(第六号樣式)

No.

13	昭和27	年10月	10日	金曜	日点	取	、県	公	報	Ĵ	第235	4号	<i>p</i> .	35	昭和2	7年10月	10日 金曜	1 鳥	取	果 2	、報		第23	54号	12
強 收 絡 額		清算金総額	換地	納付義務者	<u>No.</u>	· 语多	(第八号樣式)	かに届出する	名叉は	とすること。	ī	E	'n	K	(第七号様式) 清寡		納付すべき消算金の属す土町 丁 番 地 権		理府昇近収仮処任労へ採れ 分 約 許可を申請します。	の部付てつてては、		事份事 日		昭和 年	大名との家女が
		11 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	絡	納付義務者		清算金分納許可台帳		8c & .	が、住所の変更があつたときはすみや	海界銀刀将計马口製の <u>1ve.</u> 2月一					清算金分納許可書 		70属する 地 増 指標初の 1 権制の 1 権 別	· ·	おく深れ一気の発んでより、己の短ります。		日付で通知をうけた凊算金総額 円	天 名 御 宋 光		月 日	(以) 土地区画整理淸算金分納許可申請書
	昭和 年 月 日 申權人	(第九号様式) 港省A網上鄉付由請盡	備考 本台帳は納付義務者一人に対し	याम	第11回 円和月	第10回	第2回	第1回 昭和 月	回数 元金 利子 計 納 付	納	(納付內訳)	年月日李		A Commence of the Commence of	第11回 円 円 円昭和	回用用用	四数 数 付 金 额 納 可数 元金 利子 計 納 第1回 円 円 円 円 円	뻍	语"中一万一上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	₩ •	規定により下記の通り毎回の納付金額及び納付期限を附	地区画整理清算金分約のことについては、境特別都市計画事業復興十地区画整理滞算金取売規程第六條第二項の	昭和 年 月 日付で申請の境特別都市計画事業復興土		<u>1700.</u>
· 果			、て一葉とすること。		年限 0	年 1 1 1 1 1 1 1 1 1	日限 0	日限 0	期限	/ // / / / / / / / / / / / / / / / / /		. 31		A A	年 月 日限り 月 年日限り		村 期 四年日間		具知事 氏名回	•	夏及び納付期限を附	ごは、境 特別都市計 課程第六條第二項の	『市計画事業復興土	田民	所

		21400	
15 昭和27年10月1	0日 金曜日 鳥 取 県 公 報	第2354号	4
領 收 書 <u>一金 </u>	但し境戰災復興土地区劃整理に対する淸算金 上記の淸算金を境特別都市計画事業復興土地区画整理 清算金取扱規程第十一條第一項により請求します。 昭和 年 月 日 住 所 住 所 氏 名	(第十号様式) 清算金交付請求書 一金 四	1
(第十一号標式)	Wand Wand	昭和 年 月 日 住 所 氏 名 鳥取県知事 氏名殿	
天 名 圖		(a)	•

	昭和	27年10)月10日	金曜日	鳥	取	県 (公	報		第28	54号	1	4
大		昭和 平 月 日 鳥取県知事 氏名圓	, 清算金絲	旨を摘要欄に記入のこと。	備考 当該分納回数に相当しない繰上金額の場合はその		町 丁 番 地 権利の 金額 納回数 桐安	分繹形 寸欝	門	認を申請します。	程第八條第一項の規定により、下記の通り繰上納付の承	て、境特別都市計画事業復興土地区画整理港算金取扱規	昭和 年 月 日第 号で許可された清算金分納につい	鳥取県知事 氏名殿
			第一名 株式労働の労働を下回がつり、118回88年入間 すること。	大 編1. 今插() 全插()		現 1 四 現 8 四 計	《1515 被火・c) 分 約 評 U 《0分約額 ・ L) (第 o L) - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	37870 - 14 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		續上納付 全	L7.	により下記の通り承認する。	計画事業復興土地区画整理清算金取扱規程第八條第二項	昭和 年 月 日付申請の繰上納付について境特別都市

17	昭和27	年10月	10日 余	曜日	鳥取	果 2	、 報	第2354号		V.		昭和27年1	10月10日		鳥取り	是公報	第2854号 16
鳥取果知事 氏名殿	昭和 年 月	清算余排	(d		松竹義将者氏名 補償清費 所 氏 名 金額 金		二十一條第一項の規定によ することを下記により命令	出納員 氏名殿 境特別都市計画事業復	昭和 年)	,	K.	こと。 (第十三号様式) 清算金		番号 厌 名 住 月	号標式)	要交付者氏名 住	境特別都市計画事業復 十一條第二項の規定に 支出命令する。 記
	田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	清算金振替充当済通知書	(切取線)		清算 開食派の派官及派官及の	対抗	により補償金を凊算徴收金に振替命令する。	鳥取果知事 氏名歐 出納員 氏名殿 境特別都市計画事業復興土地区劃整理清算金取扱規程第	月 日			() 清算金收支狀况報告書	. <u>Noと本簿の番号と同一なる</u>	所 年月日 淡付金額 摘 星	付簿	所 一 交付金額 縮 要	区劃整理淸算金取扱規程記淸算金を交付されるよ
(切取線)	一定 但し、清算金徴收金に充当	名殿	帝	昭和 年 月 日	補 倒		住 所 氏 名 振菩游觀	二十一條の規定による振替充通知します。 通知します。 初付義務者住所氏名[構賞金の記	境特別都市計画事業復與土地区劃整理淸			(第十五号標式) 清算金振莕命令書 No		要 土地の所在地 土地所有者権利債 町字地番 借地 符合 所氏名 別 網	(第十四号樣式) 清算金供託調書	上記の通り報告しま 昭和 年 出 納 長 氏名殿	接板 網付済額
	当された補償金した。		田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田				と 補償金の 清算徴収 摘 要 産業額 金の葵額		理清算金取扱規程第		Ž.			推價権者登記 種住所氏年月 備 考 名		す。 月 日 境職災復興事務所出納員氏名 回	交付交付资额 対 交付決定 前月本月 計 末済額 分 分 分 紹

21	昭和274	₹10月1	0日 金	曜日	鳥 取	県 公	報	第23	54号
第一四二号 二十三日 部川 組 九 吉川 一男意類(名) 七年七月 吉川 組 九 吉川 一男	文書中事 召口に、司表が士・ラ文万成の京都号 年月日 名 称 所の所在	鳥取県知	昭和二十七年十月十日り次のように建設業者登錄簿に登錄した。	建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八條の規定によ鳥取県告示第四百八十号		医 院 佐々木 東伯郡八橋町字八橋 倉吉保健所 昭和二十七名 称 所 在 地 管轄保健所 指定年月日	鳥取県知事 西 定 愛 治	昭和二十七年十月十日の規定により医療機関を次のとおり指定した。	結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六條 鳥取県告示第四百七十九号
第同	第同	第同	第同	第同	第同	第同	第同	第同	第同
九二号	一 八 九 号	八二号	八〇号	七七号	一七二号	七一号	五三号	五二号	四八号
同	十七昭 二年和 日八二	同	同	同	同	一七昭 日年和 八二	同	同	. 同
右	月十	右	右	右	右	月十	右	右	右
栄工務店	店樋口工務	田 村 組	店藤田工務	工営社	大佐古組	株三與電社	松本組	松 章 組	会工伯 社業耆 有水 限 道
○六○六三三三二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	町二三五島取市東品治	六 六 四 品 田 西 品 治	丁目四九	三六島取市西町三	七八鳥取市栗谷町	二〇 二	四二二十東町一	一四 鳥取市下台町	三十 市久米町
井出	樋口	田 村	藤田	兒 玉	大 佐	新	松 本	松 原 、	木村勝
泰雄	伊吉	義正	義道	勢一	古実	正雄	大藏	章補	勝三郎

١	昭	和27	年10	月10	日 :	金曜	日 ,	鳥 」	取 県	公	報		第2	354号	20
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	根雨	溝口	多里
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	濁谷	岩 立	萩原
	同	同	同	同	同	同	同	同	敷町 り屋	同	同	同	宮谷ノニ 三七〇	桝水原	大 ズリ
,	四三五	四 三 三	四二六	四七二	三七五	三八〇	三七六	三七八	三七九	三七二	三六五	三七一		=	七九八
	、 〇〇 五	、〇一〇四	、 〇二〇八	.001=	,01111	、00二六	、000九	· ○ ○ 五	, 00011	、六四〇五	、 〇三 八	、三六一五	0011111	五七三二	四七、
	、 〇 五 五	, 〇一〇四	、〇一〇八	,00 ===	,01111	,0017	、000九	` ○ ∴ ∴	,0001	、六四〇五	、 〇二二八	、三六一五	001111111111111111111111111111111111111	五五、五七二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	四〇〇〇
	、 〇 元 五	、000八	、010八	111000	. 00011	· 00==	,00011	、 〇〇〇五	,0001	· 0300	, 01100	、 ○ 五 ○ ○	1,0000	三五〇〇	五〇〇〇
	Negaco								<u>歩</u> フ マ	*************************************	砂、石礫	下草、土	地内にお	施 行	
	***************************************		and marking a 1-1-bit										-	防備のた	土砂崩壞
						_	-	年こ	-		- ~	,			

																				į.																- •	~ 0	-			
23	眰	3和27	7年10	0月1	0日	金甲	麗日	鳥	取		Į Z	幸	艮	筹	323 54	4号		17	Ų.				\		昭和	月27年	₽ 10,J	月10	日 金	曜日	鳥	取	,,	長 乙	公幸	報		第23	54号	÷ 22	3
	滝 野 靜子	富	神田一枝			三橋 道子	近藤佐智子	砂川 淑惠	気高郡	田淵 由子	石田 雅子	金田 重子	高橋壽賀子	岸本 幸子			* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		ì			Ķ Ž		昭和二十七年十月十	た。	昭和二十七年度児童福祉施設保母試験に次の者が合格し	鳥取県告示第四百八十一号	2	D 数 十五 五 日 り	第 四四号 七年九月同 昭和二十	第二三〇号	司	7	司右	第二二八号 同 右	,	同右	一九七号 七年九月	昭和二十	第一九五号 七年八月	昭和二十
西本 敏子	111		北田 邦子		宣"	黄金 彩子	岡田美智子	橋本美智子		米井わか子	梶川まさゑ	横原 弘子	西村 敦子	上原 貞子		i	田中 幸子	, sé	J		٠	}	~ ./	7十日		一心施設保母試験に次	子号		-	丁	有限会社 大字根雨至三		が オーカー 大字麻生 村大字麻生 オーラ オーラ オーラ オーラ オーラ オーラ オーラ オーラ オーラ オーカー オーカー	小林工務 岩美郡字倍 	田中組 大字溝口有限会社 日野郡溝口	ニ五一ノ	Ti.	五十	万尺蒙比 一月三日,一村津建設 鳥取市片原二	株式会社 大字若桜一、	告妥聿发 八項郡告举
		福	前田 陽子			木下 一惠	松本 達子	進木 英子			北川節惠		村上 松惠	髙野須干セ	- And State Control	e Samuel and a Samuel and Samuel	博田美代子									の者が合格し				端一 狹山 晴雄	を オ ジ 治	4)	二 : 1 : 1	野/小	口町 田中 晃	j	治 山田 藤一		二 村津 民藏一		町 熊田資冶良一
橋井美津子						崎田 弘	西伯郡	德野濃里子	河崎	有福喜佐代	島崎		千石つ	明穂	大橋	. ,	瀬戸		'&		·	N. F.		岩美郡			飯田	眞庭 苔	野尻										本間	鳥取市	
子	公子	清子	久子	孝子	美世	政代		里子	睦子	佐代	綾子	和子	る 子	典子	恒子	輝子	弥								実衛	依子	喜己	慈子	郁子	-	貞子	覚	豊子	政枝	愛子	京子	俊子	靜枝	春子	Ę	鳥取県知事
足立志満子					阿部 愛子	安田 靜子		林・シズ子	江	智	福井 冴子			鉄田 雅子	赤嶋 陽子		岸田佐津子	:	·~			· ne f					政岡 保枝	植田 慶子	松浦 慶子		千			直			高島 晴子	谷	仲田 瑞枝	2	知事 西尾
	足立ッギ	植田二三子	山根喜美栄	中島 敏子	本池 順子	杉本アケミ	× .		綱本美也子	山田秀子	美	河本美代子	山崎小鶴枝	大倉 照子	佐伯美代子	惠	伊藤 孝子		4	-		ű.				小坂千代子	中島悅都子	土谷 幸子	中村 愛子					波			小谷 敦子	村	中西 孝子		愛 治

昭 〕	昭和27年10月10日	金曜日	鳥	取	県	公	報	第2354号	24
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可							松田 宏子 郡	山下美喜惠 松本眞璵子	百野郡 一百野郡
行日					,		那須絹子	百合枝枝	石 原 満 子
火、金								福田 益美,	松岡たけよ
, in the second						a e disa Malakaran			
印発									
脚 所 鳥 取 縣 印鳥 取縣 鳥 取 市 東町 原			ė		*				
所縣									20 (m. 200)